

昭和二十四年四月二十五日提出
質問第一三三五号

郵政省の不用品売却に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年四月二十五日

提出者 土橋 一吉

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

郵政省の不用品売却に関する質問主意書

最近郵政省においては、赤字克服と倉庫整理の名目で不用品の売却を行っており、これによつて売却される物品は衣服、タイヤ、古自転車などがあつて、夏上衣十五円、夏ズボン十五円、冬上衣二十円、外と、う、三十円、古巻脚はん三円、中古タイヤ二十円という値段であり、ほとんど手を通していかない品物も含まれ、その種類は三十種類に及ぶものとみられ、松山郵政局管内でも約百五十六万円の物品が売却され、全国で約二千万円にのぼるときいている。

郵政省では昨年十二月売却強調の通達を出した模様であるが、これが売却にあつては各郵政局單位に古物商などの一括入札などの方法をとつており、このため品物が市内のせり市に出ている状態である。

これに対し従業員は「従業員に完全に配給もしないで何故部外者に売るのだ」「非現業員に被服を配給せよ」「べらぼうに安すぎる」と不満の意を表明している。

一 政府はベース改訂を拒否し、もつぱら実質賃金の向上一点張りであるが、政府にもし一片の誠意があ

るならば、このような措置を郵政省はとるべきでないと思うが、政府の見解如何。

二 また、売却は即時これを中止し、従業員に対して公平、且つ速やかに無償で配給すべきであると考え
る。この従業員の強い要望に対して売却の即時中止、従業員への無償配給を実施する意思ありや如何。

右質問する。